

資料編

*のついた用語については、「9.用語集」に解説を記載しています。

資料編

1. 計画改定の経緯

(1) 荒川区地球温暖化対策協議会*

回数	開催日程	主な議題・内容
令和4年度 第1回	令和4(2022)年 5月20日	・前計画の進捗状況等について ・計画改定の方向性について
令和4年度 第2回	令和4(2022)年 9月5日(書面開催)	・計画案について ・削減目標等について
令和4年度 第3回	令和4(2022)年 10月17日	・計画案について ・基本施策等について
令和4年度 第4回	令和5(2023)年 1月16日(書面開催)	・パブリックコメントの実施結果及び計画案について

(2) 荒川区環境審議会*

回数	開催日程	主な議題・内容
令和4年度 第1回	令和4(2022)年 11月15日	・計画の改定について
令和4年度 第2回	令和5(2023)年 1月18日(書面開催)	・パブリックコメントの実施結果及び計画案について

(3) パブリックコメント

- ① 実施期間 令和4(2022)年12月7日～21日
- ② 意見提出者数及び意見総数 21名、52件

2. 荒川区地球温暖化対策協議会委員名簿

(任期：令和5(2023)年3月31日まで)

区分	氏名	所属等
町会等代表	会長 高田 忠 則	荒川区体育協会 会長
	志 村 博	荒川区町会連合会 会長 荒川東部町会連合会 会長
学識経験者	副会長 柳 下 正 治	一般社団法人環境政策対話研究所 代表理事
事業者関係者	渡 辺 紀 子	東京商工会議所荒川支部 事務局長
	金 原 裕 一	東京都トラック協会荒川支部 副支部長
	平 岩 直 哉	東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社長
	伊 藤 あすか	東京ガスネットワーク株式会社 東京東支店長
	小山田 晃 裕	城北信用金庫 本店営業部 理事部長
関係団体	西 川 千恵子	荒川区女性団体の会 副会長
	石 原 和 夫	あらかわ環境サポーター 代表
	清 原 美佐子	NPO法人エコ生活ひろめ隊 代表
関係行政機関	加 藤 正 広	東京都地球温暖化防止活動推進 センター長
区職員	佐 藤 安 夫	副区長
	石 原 久	産業経済部長
	松 土 民 雄	防災都市づくり部長
	古 瀬 秀 幸	環境清掃部長

※任期は、荒川区地球温暖化対策協議会規約により、2年(委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間)

3. 荒川区地球温暖化対策協議会 規約

平成21（2009）年6月23日制定
令和2（2020）年4月1日一部改正
令和2（2020）年9月7日一部改正

（名称）

第1条 この会の名称は、荒川区地球温暖化対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、区民、事業者、行政等が協働して、荒川区における、地域の実情に即した地球温暖化対策を協議及び実践し、脱炭素型地域社会の構築を目指すことを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- （1） 地域で実践できる地球温暖化対策の検討及び推進に関すること。
- （2） 地球温暖化対策に関する普及啓発に関すること。
- （3） その他、協議会の目的達成に必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する区民、事業者、団体及び行政機関等をもって組織する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前年者の残任期間とする。

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
 - （2） 副会長 1名
- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 副会長には、会長が指名する者をもってこれに充てる。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 6 役員は任期は2年とし、再選を妨げない。
 - 7 学識経験者を置く場合は、荒川区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第9項と同等の報酬を支払うこととする。
 - 8 役員はその任期が満了した場合においても、後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行う。
 - 9 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、原則として会長の要請があった場合、その他必要に応じて会長が招集し、開催できる。

2 協議会における協議事項、運営その他会議に必要な事項は、会長が決定する。

3 協議会の進行は、会長又は会長が指名したものが行う。

4 会長は、協議会に必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 会長は、緊急の必要があり、協議会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

(検討部会等の設置)

第8条 会長は、詳細な検討を行うために必要に応じて、検討部会等を置くことができる。

2 検討部会等の委員は、協議会の同意を得て、会長がこれを定める。

3 検討部会等に代表を置き、協議会の同意を得て、会長がこれを定める。

4 検討部会等の運営に必要な事項は、代表が会長の同意を得て定める。

(事務局)

第9条 協議会及び検討部会等の事務局は、荒川区環境清掃部環境課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項があれば、会長が別に定める。

2 本規約の変更は、協議会において出席者の3分の2以上の議決において決定する。

附 則

この規約は、平成21年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月7日から施行する。

4. 国内及び荒川区のこれまでの取組状況

●国内及び荒川区のこれまでの取組状況（1/2）

年	国内の取組	東京都の取組	荒川区の取組
平成20年 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ●「京都議定書目標達成計画」改定 ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」*改正 ●「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」改正 ●「G8北海道洞爺湖サミット」 <ul style="list-style-type: none"> ・全世界の温室効果ガス*排出量を2050年までに少なくとも50%削減するビジョンを国連気候変動枠組条約の全締約国と共有し、交渉を経て採択を求めることを確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都環境基本計画2008」策定 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2（2020）年の温室効果ガス排出量を25%削減（平成12（2000）年比） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区環境基本条例」*制定 ●「荒川区環境基本計画」*策定 ●「あらかわ環境アクションプラン」策定 ●「荒川区役所環境配慮率先行行動プラン」策定 ●「荒川区環境交通省エネルギー詳細ビジョン」策定
平成21年 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ●「令和2（2020）年の温室効果ガス排出量を25%削減（平成2（1990）年比）」とする目標を表明 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●「あらかわエコセンター」オープン ●「荒川区低炭素地域づくり協議会」設立
平成22年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 ●「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」公布 ●「第3次エネルギー基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区低炭素地域づくり計画」策定 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2（2020）年度のCO₂排出量を25%削減（平成12（2000）年度比）
平成23年 (2011)	3月11日 東日本大震災発生、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故発生		
	<ul style="list-style-type: none"> ●数値目標付き電力需給対策の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都電力対策緊急プログラム」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区公共施設環境配慮指針」*策定
平成24年 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策基本法案」廃案 ●「第4次環境基本計画」閣議決定 ●「再生可能エネルギー*の固定価格買取制度」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区公共施設環境配慮指針2012」改正
平成25年 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ●「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」改正（名称変更） ●「令和2（2020）年度の温室効果ガス排出量を3.8%削減（平成17（2005）年度比）」とする目標を公表 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区環境基本計画」一部改訂
平成26年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4次エネルギー基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都長期ビジョン」策定 ●「令和2（2020）年のエネルギー消費量*を20%削減（平成12（2000）年比）とする目標を表明 	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区役所環境配慮率先行行動プラン」改定 ●「荒川区低炭素地域づくり協議会実行委員会」*設置
平成27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ●「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」公布 ●COP*21において「パリ協定」*採択 ●「令和12（2030）年の温室効果ガス排出量を26%削減（平成25（2013）年比）」とする目標を表明 	<ul style="list-style-type: none"> ●「水素社会*の実現に向けた東京戦略会議」の検討結果とりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「あらかわEMS」運用開始

●国内及び荒川区のこれまでの取組状況（2/2）

年	国内の取組	東京都の取組	荒川区の取組
平成28年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ●「地球温暖化対策計画」閣議決定 ●電力小売全面自由化 	<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都環境基本計画2016」策定 ・令和12(2030)年の温室効果ガス排出量を30%削減(平成12(2000)年比) ・令和12(2030)年のエネルギー消費量を38%削減(平成12(2000)年比) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区低炭素地域づくり計画(改定版)」策定 ・令和2(2020)年度のエネルギー消費量を30%削減(平成12(2000)年度比) ●「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」を「荒川区役所エコアクティブプラン」*に改称
平成30年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ●「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」改正 ●「気候変動適応法」公布 ●「第5次環境基本計画」閣議決定 ●「第5次エネルギー基本計画」閣議決定 ●「気候変動適応計画」*閣議決定 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区環境基本計画(改定版)」策定 ●「荒川区役所エコアクティブプラン(H30~R9年度)」策定
令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ●「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」改正 ●「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ゼロエミッション東京戦略」策定 ・2050年までにCO₂排出を実質ゼロ ●「東京都気候変動適応方針」策定 ●「ZEV*普及プログラム」策定 ●「プラスチック削減プログラム」策定 ●「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーン開始 	—
令和2年 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ●「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指すことを表明 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区低炭素地域づくり協議会」を「荒川区地球温暖化対策協議会」に改称
令和3年 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ●「脱炭素社会*の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」改正(名称変更) ●「地球温暖化対策計画」閣議決定 ●「気候変動適応計画」閣議決定 ●「第6次エネルギー基本計画」閣議決定 ●「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定 ●「令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を46%削減(平成25(2013)年度比)」とする目標を表明 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」策定 ●「東京都気候変動適応計画」策定 ●「ゼロエミッション都庁行動計画」策定 ●「東京都食品ロス*削減推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「荒川区地球温暖化対策実行計画」策定 ●「ゼロカーボンシティ」表明 ●「荒川区環境基本条例」一部改正
令和4年 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ●「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」改正(名称変更) ●「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」改正(名称変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」改正 ●「東京都環境基本計画2022」策定 	—

5. エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の算定方法

荒川区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は、23 区共通の算定手法である「オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」による「温室効果ガス排出量（推計）算定結果」（以下、「オール東京 62 算定結果」という。）を用いています。

●エネルギー消費量及びCO₂排出量の算定方法の概要

部門		エネルギー消費量		CO ₂ 排出量
		電力・都市ガス	電力・都市ガス以外	
産業部門	農業	東京都の農業における燃料と電力の消費原単位に荒川区の農家戸数を乗じる。		燃料と電力の消費量にそれぞれのCO ₂ 排出係数*を乗じる。
	建設業	東京都の建設業における燃料と電力の消費量を荒川区の新築着工床面積で案分する。		上に同じ。
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：右に同じ。 ■都市ガス：工業用都市ガス供給量を計上する。 	東京都の業種別製造品出荷額当たりの燃料消費量に荒川区の業種別製造品出荷額を乗じる。	上に同じ。
家庭部門		<ul style="list-style-type: none"> ■電力：家庭用の電気契約から算出する。 ■都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。 	LPG*、灯油について、世帯当たり支出に単価、世帯数を乗じる。（LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。）	上に同じ。
業務部門		<ul style="list-style-type: none"> ■電力：荒川区内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■都市ガス：業務用都市ガス供給量を計上する。 	東京都の建物用途別床面積当たりの燃料消費量に荒川区の床面積を乗じる。床面積は、固定資産の統計、都の公有財産等都の統計書や、国有財産等資料から算出する。	上に同じ。
運輸部門	自動車	—		東京都で算定したCO ₂ 排出量を基本として算出する。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降者人員別電力消費量を計算し、荒川区内の乗降者人員数を乗じる。	貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、算定の対象としない。	電力の消費量にCO ₂ 排出係数を乗じる。
廃棄物部門		—		廃棄物発生量を根拠として算出する。

※：その他 6 ガスは、ガスの種類及び発生源に応じて、排出量を荒川区の活動量で案分、又は排出原単位に荒川区の活動量を乗じて算定している。

資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の資料をもとに作成

6. 削減対策をしない場合の将来推計

今後新たな削減対策をせず、人口などが自然に変動しながら推移した場合の将来の値を推計しました（以下「将来推計（対策なし）」という。）。

この将来推計に当たっては、人口や各種の活動量の推移を考慮したほか、国が令和 3（2021）年 10 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」を踏まえ、購入電力の平均的な CO₂ 排出係数が令和 12（2030）年度に「0.25kg-CO₂/kWh」まで低下すると仮定しました。また、その他 6 ガス排出量の将来推計に当たっては、東京都の BAU 推計を参考にしました。

●将来推計における活動量の考え方

部門		活動量指標	将来の活動量の考え方
産業部門	農業	農家戸数	・1 戸のみであり、横這いのまま推移とした。
	建設業	新築着工床面積	・近年の傾向から新築着工床面積は横這いのまま推移とした。 ・ただし令和 5（2023）年度から令和 8（2026）年度については「三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業」、令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度については「（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」で建設工事が行われることによる新築着工床面積を加算した。
	製造業	製造品出荷額	・近年の傾向から製造品出荷額は緩やかに減少するとした。（平成 2（1990）年度から令和元（2019）年度までの推移から回帰式（指数関数）を求め、令和 2（2020）年度以降に反映）
家庭部門		人口	・「東京都の人口予測」（令和 2（2020）年 3 月 東京都）の推計値のとおり緩やかに増加するとした。 ・ただし、令和 8（2026）年度以降については「三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業」、令和 11（2029）年度以降については「（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」で共同住宅が建設されることによる人口増加分を加算した。
業務部門		業務用床面積	・近年の傾向から床面積は横這いのまま推移とした。 ・ただし、令和 8（2026）年度以降については「三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業」、令和 11（2029）年度以降については「（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」で建設される建物の業務用床面積を加算した。
運輸部門	自動車	走行量	・人口と同じ割合で推移とした。
	鉄道	乗降者人員	・人口と同じ割合で推移とした。
廃棄物部門		焼却ごみ量	・人口と同じ割合で推移とした。

●その他 6 ガスの将来推計の考え方

ガス種類	将来推計の考え方
メタン (CH ₄)	・近年の傾向から排出量は横這いのまま推移とした。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	・東京都が令和 4（2022）年 9 月に策定した「東京都環境基本計画」に記載されている BAU 推計を参考に、排出量が令和 12（2030）年度時点で平成 26（2014）年度比 2.08 倍に増加するとした。
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	・近年の傾向から排出量は横這いのまま推移とした。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	

●活動量の変化率（平成 25（2013）年度比（基準年度比））

部門		令和元（2019）年度 〔実績値〕	令和 12（2030）年度 〔推計値〕
産業部門	農業	—※	—※
	建設業	+28%	+28%
	製造業	▲11%	▲56%
家庭部門		+ 5%	+ 9%
業務部門		+ 6%	+10%
運輸部門	自動車	▲12%	▲ 8%
	鉄道	+11%	+15%
廃棄物部門		▲ 6%	▲ 3%

※：農家戸数は、平成 25（2013）年度に 0 戸、令和元（2019）年度に 1 戸となっており、令和 12（2030）年度も 1 戸と推計している。

●エネルギー消費量の令和 12（2030）年度将来推計（対策なし）

単位：TJ*

部門		平成 25（2013） 年度〔基準値〕	令和元（2019） 年度〔実績値〕	令和 12（2030） 年度〔推計値〕
産業部門	農業	0	0	0
	建設業	136	142	142
	製造業	405	286	141
家庭部門		3,195	3,015	3,130
業務部門		1,886	1,790	1,857
運輸部門	自動車	1,163	869	902
	鉄道	321	297	308
合計		7,106	6,400	6,481

※：小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

●CO₂排出量の令和 12（2030）年度将来推計（対策なし）

単位：千 t-CO₂*

部門		平成 25（2013） 年度〔基準値〕	令和元（2019） 年度〔実績値〕	令和 12（2030） 年度〔推計値〕
産業部門	農業	0	0	0
	建設業	12	12	10
	製造業	44	27	9
家庭部門		311	262	188
業務部門		214	180	117
運輸部門	自動車	79	59	61
	鉄道	47	37	21
廃棄物部門		26	29	30
合計		733	604	436

※：小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

●温室効果ガス排出量の令和 12（2030）年度将来推計（対策なし）

単位：千 t-CO₂eq*

部門	平成 25（2013） 年度〔基準値〕	令和元（2019） 年度〔実績値〕	令和 12（2030） 年度〔推計値〕
CO ₂	733	604	436
その他 6 ガス	35	57	76
合計	768	661	511

※：小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

7. 削減目標

(1) エネルギー消費量と温室効果ガス排出量の削減目標

エネルギー消費量と温室効果ガス排出量の削減目標を設定するに当たっては、「6. 削減対策をしない場合の将来推計」(将来推計(対策なし))の結果から、P.43の削減見込量を差し引くことで、今後新たに削減対策を行った場合の将来の値を推計しました(以下「将来推計(対策あり)」という。)

これらの推計の結果を踏まえて、2050年までに「脱炭素社会」を実現するために、令和12(2030)年度時点でのあるべきエネルギー消費量と温室効果ガス排出量を検討し、令和12(2030)年度の削減目標を設定しました。

●エネルギー消費量の削減目標

単位：TJ

部門	平成25 (2013) 年度	令和元 (2019) 年度	令和12(2030)年度		
	基準値	実績値	将来推計 (対策なし)	削減見込量	将来推計 (対策あり) ＝目標値
産業部門	541	428 (▲21%)	283 (▲48%)	8 (2%)	274 (▲49%)
家庭部門	3,195	3,015 (▲6%)	3,130 (▲2%)	290 (9%)	2,840 (▲11%)
業務部門	1,886	1,790 (▲5%)	1,857 (▲2%)	149 (8%)	1,708 (▲9%)
運輸部門	1,484	1,166 (▲21%)	1,211 (▲18%)	137 (9%)	1,074 (▲28%)
合計	7,106	6,400 (▲10%)	6,481 (▲9%)	584 (8%)	5,896 (▲17%)

※1：カッコ内の数値は、平成25(2013)年度を基準とした変化率を示す。

※2：小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

●CO₂ 排出量の削減目標

単位：千 t-CO₂

部門	平成 25 (2013) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 12 (2030) 年度		
	基準値	実績値	将来推計 (対策なし)	削減見込量	将来推計 (対策あり) ＝目標値
産業部門	56	39 (▲30%)	19 (▲67%)	1 (1%)	18 (▲68%)
家庭部門	311	262 (▲16%)	188 (▲40%)	18 (6%)	170 (▲45%)
業務部門	214	180 (▲16%)	117 (▲45%)	9 (4%)	108 (▲50%)
運輸部門	126	96 (▲24%)	82 (▲35%)	9 (7%)	73 (▲42%)
廃棄物 部門	26	29 (+8%)	30 (+13%)	8 (32%)	21 (▲20%)
合計	733	604 (▲18%)	436 (▲41%)	46 (6%)	390 (▲47%)

※1：カッコ内の数値は、平成 25 (2013) 年度を基準とした変化率を示す。

※2：小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

●温室効果ガス排出量の削減目標

単位：千 t-CO₂eq

部門	平成 25 (2013) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 12 (2030) 年度		
	基準値	実績値	将来推計 (対策なし)	削減見込量	将来推計 (対策あり) ＝目標値
CO ₂	733	604 (▲18%)	436 (▲41%)	46 (6%)	390 (▲47%)
その他 6 ガス	35	57 (+63%)	76 (+118%)	60 (173%)	16 (▲55%)
合計	768	661 (▲14%)	511 (▲33%)	106 (14%)	405 (▲47%)

※1：カッコ内の数値は、平成 25 (2013) 年度を基準とした変化率を示す。

※2：小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 部門別削減目標

家庭部門と業務部門については、エネルギー消費量とCO₂排出量に占める割合が高いため、個別に削減目標を設定しました。削減目標の設定に当たっては、CO₂排出係数の変化を受けないようにエネルギー消費量について設定しました。

令和12(2030)年度には、基準年度比で世帯数が3%、業務用床面積が10%増加すると推定されます。そのため、このように活動量が増加した場合でも、部門全体の削減目標が達成されるように考慮して、一世帯当たり、業務用床面積1m²当たりの目標を設定しました。

その結果、エネルギー消費量の削減目標は、家庭部門が一世帯当たり14%、業務部門が床面積1m²当たり18%となりました。

●活動量の変化(推定)

項目	平成25 (2013) 年度	令和元(2019)年度		令和12(2030)年度	
	基準値	実績値	変化率	推定値	変化率
世帯数 ^{※1}	107,208世帯	109,636世帯	+2%	110,240世帯	+3%
業務用 床面積 ^{※2}	1,472,102m ²	1,564,228m ²	+6%	1,622,444m ²	+10%

※1：令和元(2019)年度までの実績は、「オール東京62算定結果」でエネルギー消費量等を算定する際に使用している「国勢調査」及び「東京都の人口(推計)」の値を使用した。また、令和12(2030)年度の推計値は、「東京都世帯数の予測-統計データ」(平成31(2019)年)3月東京都の値に、2026年度以降に開業する「三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業」と、2029年度以降に開業する「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」の共同住宅の世帯数を加算した。

※2：令和元(2019)年度までの実績は、「オール東京62算定結果」で試算された値を使用した。また、令和12(2030)年度の推計値は、業務用床面積が横這いのまま推移すると仮定したうえで、2026年度以降に開業する「三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業」と、2029年度以降に開業する「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」の業務用床面積を加算した。

●活動量の変化率とエネルギー消費量の削減目標

部門	活動量の変化率	単位活動量当たりの 削減目標	部門全体の削減目標
家庭部門	+3%	▲14%	▲11%
業務部門	+10%	▲18%	▲9%

※：活動量の変化率×単位活動量当たりの削減目標=部門全体の削減目標となるように設定した。

【家庭部門】：1.03×0.86=0.89

【業務部門】：1.10×0.82=0.91

8. 用語集

あ行

◎ 荒川区一般廃棄物処理基本計画（P.7ほか）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、荒川区内の一般廃棄物の処理について、長期的視点に立った基本的な事項を定めた計画。

◎ 荒川区環境基本計画（P.6ほか）

「荒川区環境基本条例」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定めた計画。

◎ 荒川区環境基本条例（P.7ほか）

環境の保全について基本理念を定め、区民、事業者及び区の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた条例。

◎ 荒川区環境審議会（P.86ほか）

「荒川区環境基本条例」及び「荒川区環境審議会規則」に基づき、今後の環境行政を進めるうえで重要な議論を行うために設置した機関。

◎ 荒川区基本計画（P.7）

荒川区基本構想に示されたおおむね 20 年後の荒川区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」を実現するための計画。

◎ 荒川区基本構想（P.6ほか）

おおむね 20 年後の荒川区の目指すべき将来像について、すべての区民が認識を共有するとともに、その実現に向け、区とともに取り組んでいく方向性を示したもの。

◎ 荒川区公共施設環境配慮指針（P.60ほか）

区が所有する庁舎、学校、コミュニティ施設などの新築・改築に当たり、独自の環境配慮基準を定めた指針。

◎ 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（P.65）

公共の場所における自転車等の放置防止と自転車等駐車場の整備に関して必要な事項を定めた条例。

◎ 荒川区地球温暖化対策協議会（P.7ほか）

地球温暖化対策を推進し、「低炭素社会」への転換を図るために「荒川区低炭素地域づくり協議会」として設立された。現在は「荒川区地球温暖化対策協議会」に改称されている。

◎ 荒川区地球温暖化対策協議会実行委員会（P.33ほか）

「低炭素社会」を実現するため、協働による取組をさらに推進することを目的として「荒川区低炭素地域づくり協議会実行委員会」として設置された。現在は「荒川区地球温暖化対策協議会実行委員会」に改称されている。

◎ 荒川区都市計画マスタープラン（P.7）

荒川区基本構想に示されたおおむね 20 年後の荒川区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」を実現するための都市整備における総合的な指針となる計画。

◎ 荒川区花と緑の基本計画（P.7ほか）

「都市緑地法」及び「荒川区みどりの保護育成条例」に基づき、花と緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定めた計画。

◎ 荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画（P.7）

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、どのような自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくるために定めた計画。

◎ 荒川区役所エコアクティブプラン (P.7ほか) か行

地球温暖化防止や資源の有効活用など、地球環境への負荷を軽減するための行動を区が率先して行うことを定めた計画。

◎ エコ助成 (P.32ほか)

区民や事業者に対し、環境に配慮した設備等の導入を支援するため、機器の設置に要する経費の一部を区が助成する制度。

◎ エコフォワード事業者 (P.32ほか)

事業者の環境活動を応援するための認定制度。認定されることで、区ホームページでの紹介や環境推進対策融資の斡旋への優遇利率の適用などの特典が受けられる。

◎ エネルギー消費量 (P.2ほか)

電気や各種燃料などの形で最終的に産業、家庭、業務、運輸で消費されるエネルギーの量。

◎ 屋上緑化・壁面緑化 (P.77)

ビルや一般家屋等の屋上や壁面を緑化すること。緑化により、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和のほか、断熱による冷房の省エネ効果が得られる。

◎ オゾン層 (P.29)

成層圏（上空約10～50km）のオゾンが多く存在する層。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護する効果がある。

◎ 温室効果ガス (P.2ほか)

太陽光により暖められた地表から宇宙に放出される熱を途中で吸収する効果があるガス。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類のガスが削減対象となっている。

◎ カーシェアリング (P.32ほか)

自動車を個人ではなく、複数の人で共同利用する仕組みのこと。

◎ 化石燃料 (P.8ほか)

動植物の死骸などの有機物が長い年月をかけて変質し、燃料資源として採掘され使用されている物質の総称。石炭、石油、天然ガスなどが該当する。

◎ 環境区民 (P.6ほか)

「荒川区環境基本計画」において、区民・事業者・区（行政）全体を、環境を支える区民「環境区民」と位置づけたもの。

◎ 環境負荷 (P.61)

工場からの排水、排出ガス、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排出ガスなど、人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障をきたす恐れのあるもの。

◎ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) (P.3ほか)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された組織。

◎ 吸収対策 (P.33ほか)

森林には、大気中のCO₂を吸収し、炭素を幹や葉、土壌に固定する効果がある。間伐等の森林整備や保護・保全措置がとられている天然生林を増やすことで、炭素固定量を増やす対策を吸収対策という。

◎ クール・ネット東京 (P.50ほか)

東京都の地球温暖化対策に向けた普及啓発のための活動拠点として、東京都や区市町村と連携した普及啓発、都民や中小企業が行う地球温暖化対策の取組、省エネ対策を支援する組織。正式名称は、東京都地球温暖化防止活動推進センター。

◎ グリーンリカバリー (P.63)

コロナ禍からの復興に当たって、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、よりよい未来を目指していくこと。

◎ 工業化 (P.3ほか)

農業を主体とする社会から工業を主体とする社会へ転換すること。「IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定約（令和4（2022）年5月12日版）」（気候変動に関する政府間パネル）では、世界の平均気温の変化を整理する際の基準となる「工業化前の気温」の近似値として1850～1900年の値を使用している。

◎ コミュニティバス (P.65)

地域の駅や病院、公共施設、商業施設へ乗り入れ、地域住民の足として移動手段を確保するために運行する路線バス。

さ行

◎ 再資源化（リサイクル） (P.67)

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組のひとつ。

◎ 再生可能エネルギー (P.3ほか)

自然界に存在し、かつ自然界の営みによって利用するのと同様以上の速度で再生されるエネルギー源。太陽エネルギー、風力、水力、バイオ燃料を含むバイオマス、地熱等がある。

◎ 再利用（リユース） (P.67)

使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発、リマニュファクチャリングなども取組のひとつ。

◎ シェアサイクル (P.32ほか)

自転車個人ではなく、複数人で共同利用し、かつ同一のプラットフォームを利

用していればどこのサイクルポートでも貸出・返却が可能な仕組みのこと。

◎ 遮熱性舗装 (P.79ほか)

路面温度の上昇につながる赤外線を高反射することで、路面温度の上昇を抑制する舗装。

◎ 集団回収 (P.21)

町会や自治会・PTA・集合住宅などのグループで、回収の場所・日時を決めて、家庭からでる資源を持ち寄り、資源回収事業者に引き渡す自主的なリサイクル活動。

◎ 省エネ診断 (P.47ほか)

現状のエネルギー使用量、施設や機器の運用状況等を調査し、それぞれの施設にあった省エネルギー対策を提案するもの。

◎ 食品ロス (P.33ほか)

本来食べられるのに捨てられてしまう食品。日本人の1人当たりの食品ロス量は、毎日お茶碗一杯分程度とされている。

◎ 水素エネルギー (P.60)

燃料電池を使って水素と酸素の化学反応により発電し燃焼を伴わずに電気エネルギーに変換することができるエネルギー源。

◎ 水素社会 (P.46ほか)

水素エネルギーを主要なエネルギー源として利活用する社会。

◎ 垂直避難 (P.80ほか)

急激な降雨や浸水により屋外での避難行動が困難な場合に、浸水による建物の倒壊の危険がないことを確認したうえで、自宅や隣接建物の2階以上へ避難すること。

◎ 世界気象機関 (WMO) (P.11)

気象、気候、水に関する権威のある科学情報を提供する国連の専門機関。

◎ ゼロエミッションビークル (ZEV) (P.37ほか)

走行時にCO₂などのガスを排出しない電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)。

た行

◎ 代替フロン (P.29ほか)

オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」を代替するために開発された物質。ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC) などがある。

◎ 太陽光発電 (P.30ほか)

太陽光によって発電を行う方法。シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することで電力が生じる性質を利用している。

◎ 太陽熱 (P.50)

再生可能エネルギーのひとつ。太陽熱を利用して温水・温風を作り、給湯・冷暖房に利用するシステムを太陽熱利用システムという。

◎ 第6次評価報告書 (P.3ほか)

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は、気候変動に関して科学のおよび社会経済的な見地から包括的な評価を行い、5~6年ごとに評価報告書を公表している。第6次評価報告書は、令和3 (2021) 年以降、順次公表されている。

◎ 脱炭素社会 (P.2ほか)

CO₂排出量を抑制するとともに、排出されたCO₂の回収などを行うことにより、CO₂排出量を差し引きで実質的にゼロにする社会。

◎ 地域気候変動適応計画 (P.7ほか)

「気候変動適応法」に基づき、自治体で

自然的・社会的条件に応じた気候変動適応に関する施策を定めた計画。

◎ 地球温暖化係数 (GWP) (P.8ほか)

CO₂「1」を基準として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの。例えば、地球温暖化係数が「25」のメタン (CH₄) の場合、メタン1トン分の温室効果ガスの強さがCO₂の25トン分に相当する。

◎ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) (P.2ほか)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、自治体で自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の抑制のための施策を定めた計画。

◎ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (P.2ほか)

「気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3)」で採択された京都議定書を受けて、国、自治体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

◎ 低炭素社会 (P.2ほか)

省エネの推進や再生可能エネルギーへの転換などによりCO₂の排出量が少なく、かつ生活の豊かさを実感できる社会。

◎ デング熱 (P.76)

ネッタイシマカなどの蚊によって媒介されるデングウイルスの感染症。地球温暖化の影響でウイルスを媒介する蚊の生息する地域が北上し、潜在的なリスクのある地域が拡大すると考えられている。

◎ 電源構成比 (P.50ほか)

総発電量に占める各電源の割合。発電設備には、水力、石油火力、石炭火力、LNG (液化天然ガス) 火力、原子力、太陽光、風力などがあり、それぞれに燃料・資源調達の安定性、環境負荷、経済性における特

性がある。

◎ 透水性舗装 (P.79ほか)

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させるもの。地下水のかん養や都市型水害の抑制の効果がある。

◎ 都市型水害 (P.75ほか)

豪雨の際、都市に雨水が流入するスピードが、都市から河川へ排出されるスピードを上回ったときに、排水溝や水路から水があふれて浸水すること。内水氾濫ともいう。

な行

◎ 燃料電池 (P.43ほか)

水素と酸素の化学反応により電気を取り出すシステム。排出ガスがクリーンで、発電効率が高く、発電の際に発生する熱を給湯・暖房などに利用できる。

は行

◎ パリ協定 (P.2ほか)

平成27(2015)年のCOP21で採択された、令和2(2020)年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。工業化前からの世界の平均気温上昇を2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することを目的としている。

◎ ヒートアイランド現象 (P.12ほか)

都市部の気温が、アスファルト舗装やビルなどの輻射熱(放射熱)、冷房や自動車の排熱などにより、周辺地域よりも高くなる現象。

ま行

◎ 都市^{まち}の木造化推進法 (P.54ほか)

国が率先して木材利用に取り組むとともに、自治体や民間事業者にも国の方針に即した主体的な取組を促す法律。

◎ 緑のカーテン (P.33ほか)

ヘチマ、ゴーヤなどのツル性の植物を建物の近くで栽培して作る自然のカーテンのこと。夏季の日差しを避け、室内の温度上昇を抑えることで、エアコンなど冷房費削減につながる。

英数

◎ COP (P.4)

Conference of the Parties(締約国会議)の略称。多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約では、直近では第27回(COP27)が令和4(2022)年にエジプトで開催された。

◎ CO₂排出係数 (P.30ほか)

エネルギー使用量当たりのCO₂排出量。電力の場合なら、1kWhの電力を発電する際に排出されるCO₂排出量を排出係数として表す。

◎ IoT (P.60)

Internet of Things(モノのインターネット)の略称。様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

◎ LED (P.55)

Light Emitting Diode(発光ダイオード)の略称。電気を通すことで光を放つ半導体で、従来の光源に比べて寿命が長く、電気を光に変換する効率が高い。

◎ LPG (P.26)

Liquefied Petroleum Gas(液化石油ガス)の略称。プロパンやブタンなどの比較的液化しやすいガスの総称。

◎ MJ (P.24ほか)

メガジュールと読む。メガは10の6乗、ジュールは熱量の単位。各種のエネルギー源を一つの単位であらわすため、熱量に換

算したものを。

◎ PDCAサイクル (P.88)

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価・点検）、Act（改善）の頭文字を取ったもの。これら4つのステップを一つのプロセスとして捉えて組織を運営していくことで継続的な取組を推進する考え方。

「リユース（再利用）」、「リサイクル（再資源化）」の頭文字を取ったもの。「リフューズ（ごみになるものを買わない）」と「リペア（修理して長く使う）」を加えて5Rという場合もある。

◎ ppm (P.10)

ピーピーエムと読む。parts per millionの略で、割合や濃度を示す単位。百万分の1をあらわすため、100万ppmが100%と同じ意味になる。

◎ SSP1-1.9・SSP5 (P.11ほか)

IPCCの「第6次評価報告書」では、気候変動の予測を行うために、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路（SSP）シナリオと放射強制力（地球に出入りするエネルギー収支の変化量）を組み合わせたシナリオが設定されている。そのうち、「SSP1-1.9」は持続可能な発展の下で気温上昇を1.5℃以下に抑えるシナリオで、「SSP5」は化石燃料依存型の発展の下で気候施策を導入しない最大排出量シナリオである。

◎ t-CO₂・t-CO₂eq (P.27ほか)

t-CO₂は、トンCO₂と読む。二酸化炭素1トンを意味する単位。

t-CO₂eqは、トンCO₂イーキューと読む。各種の温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じてt-CO₂相当量に換算した時に使用する単位。

◎ TJ (P.22ほか)

テラジュールと読む。テラは10の12乗、ジュールは熱量の単位。各種のエネルギー源を一つの単位であらわすため、熱量に換算したもの。

◎ 3R (P.46ほか)

「リデュース（ごみの発生抑制）」、

